

社援発0625第2号

平成26年6月25日

都道府県知事 } 殿
地方厚生(支)局長 }

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)が本日公布され、このうち、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第125号)の一部改正等については、公布の日である本日から施行することとされています。

これに伴い、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成26年文部科学省・厚生労働省令第2号)が公布され、本日から施行することとされており、また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示」(平成26年厚生労働省告示第266号。以下「整備告示」という。)についても公示され、本日から適用することとされています。

医療介護総合確保推進法による改正の趣旨と内容については、「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行等について」(平成26年6月25日社援発0625第1号厚生労働省医政局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)において示しておりますが、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」及び整備告示の主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の改正により、介護福祉士の資格取得方法の見直しについての施行期日が平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正されることに伴い、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）の施行期日を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正するものとする。 （附則第1条関係）

第二 整備告示について（第8関係）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の改正により、介護福祉士の資格取得方法の見直しについての施行期日が平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正されることに伴い、「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準」（平成23年厚生労働省告示第414号）の適用期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正するものとする。

〔法 律〕

- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(七九)
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(八〇)

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律(八一)

○労働安全衛生法の一部を改正する法律(八二)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(八三)

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(八四)

○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(八五)

〔政 令〕

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(二一九)
- 道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二〇)

- 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(二二一)
- 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(二二二)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(二二三)
- 水循環基本法の施行期日を定める政令(二二四)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二二五)
- 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(二二六)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二二七)

〔省 令〕

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働一)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働七一)
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五六)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同五七)

〔告 示〕

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件(厚生労働二六六)

〔官庁報告〕

官庁事項

- 平成二十五年第四・四半期予算使用の状況(内閣)
- 平成二十五年第四・四半期国庫の状況(同)

六

五

五

五

三

元

六

二

九

六

六

三

三

六

六

○文部科学省
厚生労働省令第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（平成二十三年文部科学省
厚生労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第 266 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項及び第六十一条の三第二項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項及び第五項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一 地域における公的介護施設等の計画的な整備に関する基本方針（平成十七年厚生労働省告示第 229 号）は、廃止する。

第二 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する特定民間施設の整備に関する基本方針（平成元年厚生省告示第百八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項に規定する特定民間施設の整備に関する基本方針

第一号の 3 中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、第二号第三項各号を「第二号第四項各号」に改める。

第二号の 1 の（一）中「第十三条第二項第三号」を「第十五条第二項第三号」に改め、同 1 の（二）中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同号の 2 の（一）中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、同 2 の（二）中「第二条第三項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、同 2 の（三）中「第二条第三項第三号」を「第二条第四項第三号」に改め、同 2 の（四）中「第二条第三項第四号」を「第二条第四項第四号」に改める。

第四号の 1 中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、同号の 2 中「第一条第三項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、同号の 3 中「第一条第三項第三号」を「第一条第四項第三号」に改め、同号の 4 中「第一条第三項第四号」を「第一条第四項第四号」に改める。

第五号の 2 の（一）中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、同 2 の（二）中「第二条第三項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、同 2 の（三）中「第二条第三項第三号」を「第二条第四項第三号」に改め、同 2 の（四）中「第二条第三項第四号」を「第二条第四項第四号」に改める。

第三 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）の一部を次のように改正する。

前文に次のただし書を加える。

ただし、指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である旧措置入所者に係るこの告示の適用については、表の二の項中「四月から六月まで」とあるのは、「四月から七月まで」とする。

第四 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）の一部を次のように改正する。

前文に次のただし書を加える。

ただし、特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の五第一号に掲げる者又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である同令第九十七条の三第一号に掲げる者に係るこの告示の適用については、表の四の項中「一月から六月まで」とあるのは、「一月から七月まで」とする。

第五 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次のように改正する。

前文に次のただし書を加える。

ただし、特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の五第一号に掲げる者又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である同令第九十七条の三第一号に掲げる者に係るこの告示の適用については、表の二の項中「一月から六月まで」とあるのは、「一月から七月まで」とする。

第六 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の一部を次のように改正する。

前文に次のただし書を加える。

ただし、指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百七十二条の二において準用する同令第八十三条の五第一号に掲げる者に係るこの告示の適用については、表の四の項中「一月から六月まで」とあるのは、「一月から七月まで」とする。

第七 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

前文に次のただし書を加える。

ただし、指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百七十二条の二において準用する同令第八十三条の五第二号に掲げる者に係るこの告示の適用については、表の三の項中「一月から六月まで」とあるのは、「一月から七月まで」とする。

第八 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第二号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十三年厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次のように改正する。

前文中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。